

災害時における石油類燃料の 供給等に関する協定書

亀 岡 市
京都府石油商業組合亀岡支部

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と京都府石油商業組合亀岡支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、亀岡市域で地震、洪水等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対する救援の円滑化を図るため、相互に協力して行う支援活動の実施等に必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- (1) 徒歩で帰宅する被災者等に対してラジオ、テレビ等で知り得た情報等を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 災害の応急・復旧対策、被災者等への支援等のため、他の地方公共団体等から派遣された者が使用する車両又は緊急物資輸送等に使用される車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所等の情報を提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に、甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、数量等を確認のうえ、引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他の協力できること

（支援の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲が乙と協議のうえ、決定するものとする。

3 前2項に定めのないものについては、乙の負担とする。

(普通救命講習修了者の配置等)

第5条 乙は、組合員に対し、第2条第3項第4号に規定する救急措置を実施できる能力を持つ者の養成及び給油取扱所への普通救命講習修了者の配置に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の普通救命講習修了者の養成等に関して必要な協力を行うものとする。

(防災情報の発信)

第6条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において地震、洪水等の被害想定、避難場所等の防災に関する情報（災害時は、主として避難に関する情報）の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信に関して必要な協力を行うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月27日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 栗山正隆 印

乙 京都府亀岡市追分町馬場通19番地2
京都府石油商業組合亀岡支部
支部長 長澤憲司 印